ご注意いただきたい事項

- ●この保険は、申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面での郵送によるお申出により クーリング・オフ(お申込の撤回またはご契約の解除)をすることができます。
- ●ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について告知いただきます。T&Dフィナンシャル生命は告知いただいた内容に基づいて ご契約をお引受けするかどうかを決定します。なお、ご契約時に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反 としてご契約を解除させていただくことがあります。
- ●この保険は、契約者貸付のお取扱はできません。
 ●この保険は、配当の分配のない仕組みの保険です。

ご契約の際には「設計書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

- ■「設計書」は、ご契約に適用される積立利率等を記載しています。ご契約前に必ずご確認ください。
- ■「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存 してください。
- <「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例>
- クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について ●告知義務について
- ●責任開始期と契約日について ●保険金を支払わない場合について ●諸費用について ●解約と減額について
- くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

■三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者で あり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル 生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です

- ■(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな 相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております (ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)。
- ■生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等 と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、 契約者等の正当な利益の保護を図っております。

T&Dフィナンシャル生命は生命保険契約者保護機構に加入しております

- ■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- ■T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が 経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合に おいても保険金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

お問合せ先

生命保険契約者保護機構:TEL 03-3286-2820

[月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時] ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- ■「生涯プレミアムワールド5」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切あ りません。
- ■「生涯プレミアムワールド5」はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証は ありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ■三菱UFJ銀行は、「生涯プレミアムワールド5」の引受保険会社であるT&Dフィナンシャル生命の支払能力を保証するものではありま せん。
- ■法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行 では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制 に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問合せ、ご照会は)

[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3 等を除く) https://www.bk.mufg.jp

(ご契約後のご照会は)

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客様サービスセンター] 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] https://www.tdf-life.co.jp





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

2019年7月版

無配当外国為替連動型終身保険(積立利率更改·通貨選択V型)

0



(●) MUFG 三菱UFJ銀行

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要 な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解 のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レート、解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

■ T&Dフィナンシャル生命

この保険の引受保険会社はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

くわしくは P9

■■■■■■■ご自身でつかうお金と ご家族にのこすお金を■■■■■■ 海外の金利と為替を活用して 準備できる終身保険です。



<わしくは P3~4

毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 累積追加額はご自身のライフスタイルにあわせて、円でいつでも払い出すことができます。

ご自身でつかう いつでも 払出可能



ご家族にのこす 生涯の 死亡保障

定期支払コース

毎年、円で定期支払金額を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。

ご自身でつかう

定期的に お受け取り

事年円で確定する 定期支払金額



ご家族にのこす

生涯の 死亡保障 基本保険金額

こともできます。

【ご参考】

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

<b∪<
は P3~6

安心の機能もお選びいただくことができます。



「介護年金支払移行特約」を付加することにより、公的介護保険制度の「要介護 1」以上に認定 された場合、解約払戻金を原資として、死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取る

「要介護1」認定の目安

介護年金を受け取ることもできます



死亡保険金を円で 最低保証することもできます

「保険金最低保証特約」を付加することにより、ご契約から一定期間、 死亡保険金を円で最低保証することができます。



円で確保することもで

以後の死亡保険金額・解約払戻金額を円で確定 追加額・定期支払金額は、目標値に到達する だけます。

> **基本保険金** 基本保険金 目標値を選択 基本保険金

基本保険金額(1時払保険料) 基本保険金額の 100%以上を 円で確保

以上を きます

とにより、目標値到達 することができます。 までお受取りいた

a × 100%

額×110%

両足での立位保持がほとんどできない。 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に 要介護5 介助が必要。意思の伝達がほとんどできない。

片足での立位保持ができない。

に不安定さがみられることが多い。

何らかの支えが必要。

食事や排泄など、時々介助が必要。立ち上がりや歩行など もらいたいわ…。 食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに 食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。 立ち上がったり、 食事に一部介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。

出所:公益財団法人 生命保険文化センター「定年 GO! (2016 年 7 月改訂)」より T&D フィナンシャル生命作成

⚠ この保険には為替変動リスク、金利変動リスクがあります

- ■「生涯プレミアムワールド5」は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額 や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- ■死亡保険金額は、対象となる為替レートの変動により、解約払戻金額は、対象となる指標金利および為替レートの変動により、 外貨支払特約を付加した場合の外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動 により、一時払保険料を下回る可能性があります。

⚠ 諸費用について

- ■この保険に係る費用は「ご契約の維持等に必要な費用」の合計となります。また、ご契約内容により「年金の支払管理等に必要な 費用」をご負担いただく場合があります。くわしくは P.23 [注意喚起情報]をご覧ください。
- ※この商品パンフレットでは、追加額を累積追加額に加算するご契約を積立コース、定期支払特約を付加し定期支払金額を毎年お受取りいただくご契約 を定期支払コースとして記載しております。
- ※この商品パンフレットでは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「確定保険金額」を 「累積追加額」として、「連動通貨」を「運用通貨」として記載しております。
 ※イメージ図は、この保険をご理解いただくためのイメージであり、実際の商品内容とは異なります。商品内容の詳細については、P.3 ~ 9 をご覧

積立コース

ふやす

追加額は 運用通貨により着実に 積み立てられていきます。

- ●追加額は海外の金利を活用した運用通貨により、着実 に積み立てられます。
- ●海外の金利を活用するため、国内金利に比べ、相対的に 高い金利で資産形成を行なうことが期待できます。
- ■追加額 (契約日~最終の積立利率更改日) 毎年の契約応当日に累積追加額に加算される金額で、つぎのとおり計算します。

基本保険金額×積立利率×為替変動率



つかう

積み立て た追加額を使えます。

いつでもその全部を払い出す

命所定の率を適用して経過年月数

に使うことができます。

●積み立てた追加額(累積追加額)は、 ことができるため、旅行や趣味など

※払出ごとに所定のお手続きが必要と ※累積追加額はT&Dフィナンシャル生 により計算されます。

例えば…



なります。



払い出した累積追加額は、「所得税 (一時所得) + 住民税」の対象ですが、払い出した累積追加額の合計が一時払保険料を超えるまでは課税されません。くわしくは「P.11〉をご覧ください。

のこす

誰にのこすか 決めておくことができます。

- ●あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金で速やかに受け取れるので、相続税の納税資金や葬儀費用等の当座資金としてつかうことができます。
- ●契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」までが非課税扱となります。くわしくは P.28 「注意喚起情報 12 税金のお取扱について」をご覧ください。
- ご契約時に保険金最低保証特約を付加することにより、 ご契約日から一定期間、死亡保険金は円で最低保証されます。
- ※外貨支払特約を同時付加した場合、最低保証期間中は死亡保険金を 円貨でお支払いします。最低保証期間後は外貨でお支払いします。
- ⚠ 保険金最低保証特約を付加すると、ご契約時の積立利率は低くなります。

仕組図(イメージ)

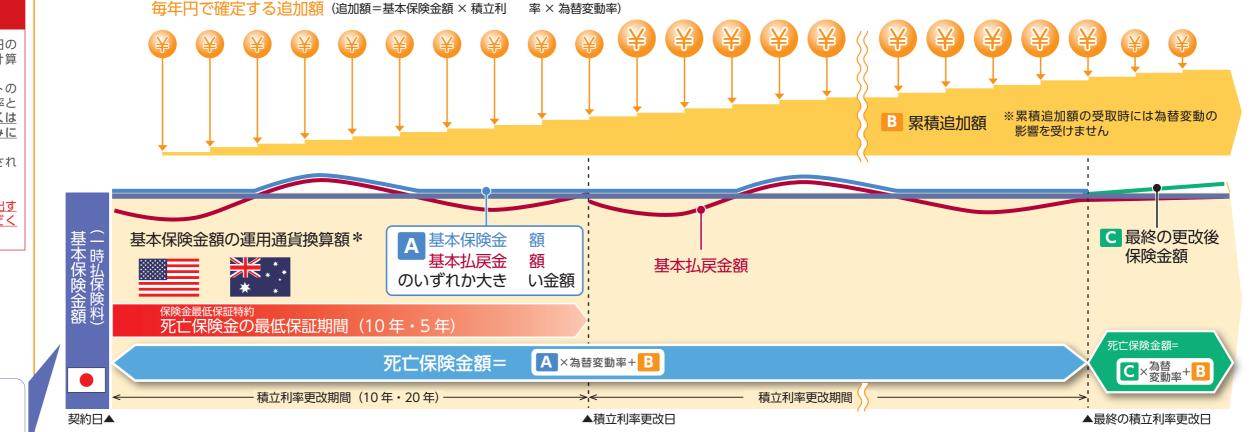
仕組図(イメージ)は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を 【例:為替変動率(100%)=連動日の為替レート(100円)/契約日の為替レート(100円)】 想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

【為替変動について】

- ●この保険は契約日と保険金額等の算出日の 為替レートを比較して保険金額等が計算 されます。
- ●保険金額等を計算する際に為替レートの変動を反映させるための率を為替変動率といいます。為替変動率について、くわしくは P.18 「契約概要 ②この商品の仕組みに ついて」をご覧ください。
- ●契約日の為替レートは保険証券に記載されます。
- ※一時払保険料の払込や累積追加額を払い出す 際に為替手数料を別途、ご負担いただく ことはありません。



外貨への両替は 必要ありません。



【積立利率について】

●積立利率は追加額を計算する際の利率であり、基準金利に最大 1.5%を増減 に更改されます。

*基本保険金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額となりま

させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率をもとに定めます。積立利率は、積立利率更改日

▲この保険は、死亡保険金等の受取を円貨で行ないますが、受け取る死亡保険金等は為替変動率を用いて

計算されるため、為替レートの変動によるリスクがありますのでご注意ください。

C最終の更改後

保険金額

死亡保険金額=

▲最終の積立利率更改日

C×為替変動率

一定期支払コース

※定期支払特約は中途付加するこ

とはできません。

うけとる 定期支払金額が指定口座に 振り込まれます。

●定期支払金額は、毎年、ご契約の際に指定された□座 に自動的に振り込まれます。



自動的にお支払い



保険会社

■定期支払金額(契約日~最終の積立利率更改日) 定期支払金額(追加額と同額)は、つぎのとおり計算します。

基本保険金額×積立利率×為替変動率

つかう

振り込ま れたお金を使えます。

●定期支払金額は、必要な出費に 充てることや旅行や趣味などに 使うことができます。

例えば…

旅行



必要な出費



定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が、 くわしくは P.11 をご覧ください。

「所得税(雑所得)+住民税」の対象となります。

▲積立利率更改日

積追加額は表示しておりません。

す。契約後の運用通貨の変更はできません。

のこす

誰にのこすか 決めておくことができます。

- ●あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金で速やか に受け取れるので、相続税の納税資金や葬儀費用等の当座 資金としてつかうことができます。
- ●契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人 の場合、死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」まで が非課税扱となります。(ト.28) 「注意喚起情報 12税金のお取扱について をご覧ください。
- ●ご契約時に保険金最低保証特約を付加することにより、 ご契約日から一定期間、死亡保険金は円で最低保証されます。
- ※外貨支払特約を同時付加した場合、最低保証期間中は死亡保険金を 円貨でお支払いします。最低保証期間後は外貨でお支払いします。
- ↑ 保険金最低保証特約を付加すると、ご契約時の積立利率は低くなります。

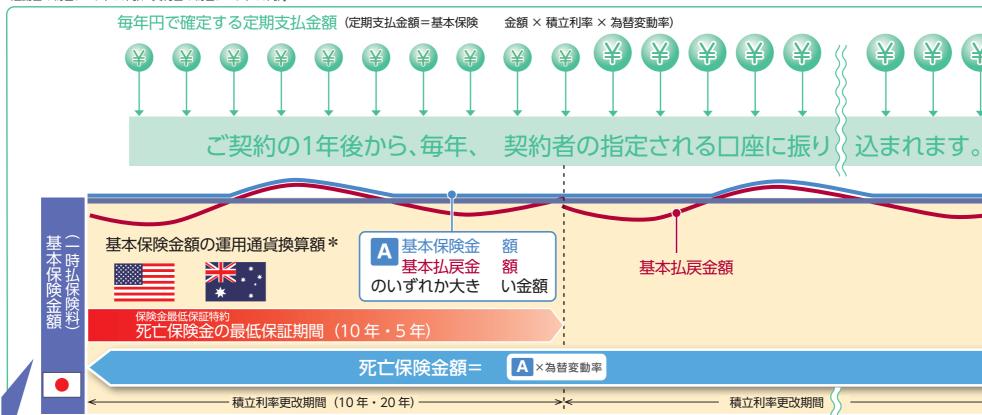
仕組図(イメージ)

仕組図(イメージ)は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を 【例:為替変動率(100%)=連動日の為替レート(100円)/契約日の為替レート(100円)】

想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

【為替変動について】

- ●この保険は契約日と保険金額等の算出日の 為替レートを比較して保険金額等が計算 されます。
- ●保険金額等を計算する際に為替レートの 変動を反映させるための率を為替変動率と いいます。為替変動率について、くわしくは P.18 契約概要 ②この商品の仕組みに ついて」をご覧ください。
- ●契約日の為替レートは保険証券に記載され ます。
- ※一時払保険料の払込や定期支払金額に為替 手数料を別途、ご負担いただくことはありま せん。





外貨への両替は 必要ありません。

【積立利率について】

契約日▲

●積立利率は定期支払金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を に更改されます。

*基本保険金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額となりま

※定期支払特約を付加された場合、累積追加額は常に0となるため、累

増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率をもとに定めます。積立利率は、積立利率更改日

基本保険金額の100%以上を円で確保することもできます。

※目標値到達時終身保険移行特約は中途付加することはできません。

目標值設定

基本保険金額の100%から目標値を 設定できます。

●積立コース、定期支払コースのいずれにも目標値を設定でき ます。目標値は、ご契約時に基本保険金額の100%、105%、 110%より選択いただけます。

基本保険金額
基本保険金額
基本保険金額

●追加額・定期支払金額は、目標値に到達するまでお受取り いただけます。

設定した目標値は、目標値到達前であれば何度でも 変更することができます。

- ※目標値の変更は、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターへの お電話でお手続きいただけます。
- ↑ 市場環境によっては目標値に到達しない場合もあります。

到達判定

目標値の到達状況を 毎営業日判定します。

- ●目標値の到達は、契約日から 1年経過以後、毎営業日に判定
- ●目標値に到達した場合、T&D フィナンシャル生命より目標値 到達のお知らせを郵送します。

目標値到達日より5営業日以内に 目標値到達のご案内を発送いた します。





円で確保

目標値に到達した場合、 基本保険金額の100%以上を 円で確保します。

- ●ご契約時に設定した目標値に到達した場合、自動的に 海外金利から国内金利を活用した終身保険に移行する ため、死亡保険金額・解約払戻金額は出で確定します。
- ●円で確定させることで、あらかじめ指定した受取人に、 減らさずにのこすことができるので安心です。

目標値到達後、為替レートの変動および市場価格調整の影響は受けません。 ※目標値の到達は、解約払戻金額から累積追加額を差し引いた金額で 判定され、為替レートの変動、市場価格調整が適用されます。

積立コース

契約日

【仕組図(イメージ)】

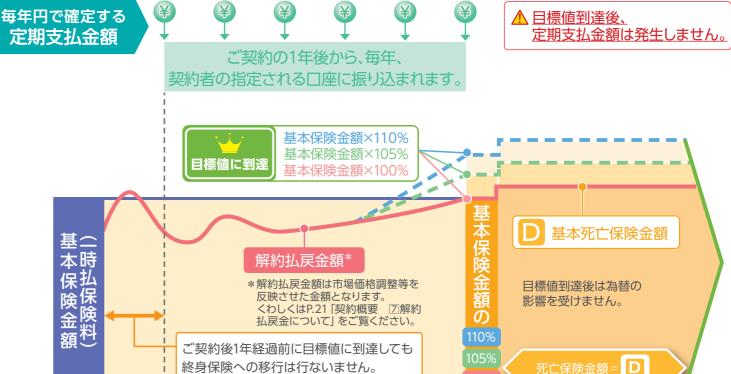
追加額を積み立てながら、目標値到達を期待することができます。 積み立てた追加額(累積追加額)は、いつでもその全部を払い出すことができます。

▲ 目標値到達後、 追加額は発生しません。 毎年円で確定する 追加額 累積追加額*は為替の 影響を受けません。 累積追加額 *為替レートを反映した追加額を積立てた金額 基本保険金額×110% 基本保険金額×105% 目標値に到達 基本保険金額×100% 基本死亡保険金額 解約払戻金額*-累積追加額 金額の *解約払戻金額は市場価格調整等を 目標値到達後は為替の 反映させた金額となります。 影響を受けません。 くわしくはP.21 [契約概要 ⑦解約 払戻金について] をご覧ください。 ご契約後1年経過前に目標値に到達しても 死亡保険金額 = D + B 終身保険への移行は行ないません。 目標値到達日

定期支払コース(ご契約時に定期支払特約の付加が必要となります) ※定期支払特約は中途付加することはできません。

定期支払金額を受け取りながら、目標値到達を期待することができます。

【仕組図(イメージ)】



目標値到達日

※仕組図(イメージ)は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を想定

1年 しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

契約日

△この保険は、死亡保険金等の受取を円貨で行ないますが、受け取る死亡保険金等は為替変動率を用いて

計算されるため、<u>為替レートの変動によるリスクがありますのでご注意ください。</u>

`護年金を受け取ることもできます。

- ●「介護年金支払移行特約」を付加した場合、特約を付加した日から1年後の契約応当日以後、被保険者が公的介護保険 制度の「要介護11以上に認定された際に、解約払戻金を原資として死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取る こともできます。
- ●死亡一時金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の 合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受け取れます。そのためお支払事由が生じた介護年金の合計額と死亡一時金 の合計額は、年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。
- ●死亡一時金保証期間中に限り、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を一括で 受け取ることもできます。
- ●指定代理請求特約を付加していただくことにより、介護年金の受取人である被保険者が介護年金を請求できない「特別 な事情」があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、指定代理請求人が介護年金または介護年金の一括受取を 請求し、指定代理請求人の口座に振り込む*こともできます。
- *指定代理請求人の口座振込には、指定代理請求人の住民票等の公的書面の提出が必要です。
- ※介護年金の一括受取をされた場合、ご契約は消滅します。

介護年金支払移行特約

※指定代理請求特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

↑ 年金原資は、一時払保険料を下回る可能性があります。

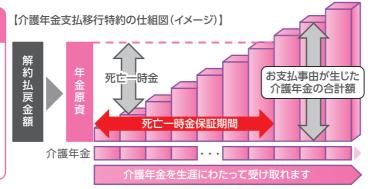




- ●食事や排泄など、時々介助が必要。
- ●立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。

出所:公益財団法人 生命保険文化センター

「定年GO!(2016年7月改訂)」よりT&Dフィナンシャル生命作成



外貨支払特約について

●外貨支払特約を付加することにより、死亡保険金額や解約払戻金額をT&Dフィナンシャル生命所定の為替レート (TTM) で 外貨に換算し、お受取りいただくことができます。換算する外貨はつぎのいずれか1つよりお選びいただけます。







ユーロ

- ●死亡保険金額や解約払戻金額を外貨(豪ドル、米ドル、ユーロ)でお受取りいただく場合、為替手数料はかかりません (送金手数料、口座引出手数料等の費用については別途必要となる場合があります)。
- ※死亡保険金受取人は死亡保険金を外貨(豪ドル、米ドル、ユーロのいずれか1つの通貨)または円貨でお受取りいただくことができます。 そのため、死亡保険金の請求手続きの際には、お受取りいただく通貨をご確認のうえご請求ください。
- ※外貨支払特約と年金支払移行特約(I型)または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。
- ※契約日から1年経過以後、目標値に到達した場合または介護年金を請求をされた場合、外貨支払特約は消滅します。
- ※外貨支払特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

↑ 外貨支払特約を付加した場合、死亡保険金額や解約払戻金額を支払通貨に換算した金額は、ご契約時の為替レートに より支払通貨に換算した一時払保険料、死亡保険金額、解約払戻金額を下回る可能性があります。

↑ 外貨支払特約を付加した場合でも、定期支払金額・累積追加額は外貨で払い出すことができません。

下記の条件をみたした場合、外貨に換算した死亡保険金額*1は 外貨に換算した一時払保険料*2以上の金額となります。

- ①死亡保険金のお支払事由発生前までに、ご契約者からの申出により、外貨支払特約を付加すること
- ②「ご契約時に選択した運用通貨」「外貨支払特約で選択した通貨」「死亡保険金の支払通貨」が 同一通貨であること
- *1 死亡保険金額を被保険者死亡日の為替レートで支払通貨に換算した金額
- *2 一時払保険料を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額

| 追加額のイメージ 積立コース

(80%)

16万円

16万円

(100%)

20万円

36万円

下記は、前提条件を基に試算した積立コースの場合の追加額および累積追加額の推移を表しています。



(120%)

24万円

82万円

(100%)

20万円

102万円

(90%)

18万円

120万円

(50%)

10万円

130万円

(90%)

18万円

148万円

(110%)

22万円

170万円

(120%)

24万円

194万円

※経過年数とは、契約日から経過した年数(例えば、経過年数1年とは契約日から1年後の契約応当日)をいいます。

(110%)

22万円

58万円

- ○例示の数値は仮定に基づくものであり、この保険の内容・特性をご理解いただくために記載しています。将来**の**追加額および累積 <u>追加額のお支払金額を保証・示唆するものではありません</u>ので、ご注意ください。
- ○例示の連動日の為替レートおよび為替変動率は上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートおよび為替変動率が 例示の範囲を超える場合、追加額および累積追加額は例示の数値を下回ることがあります。
- ○累積追加額は払い出されないものとして、記載しております。また、累積追加額は追加額の累計を表示しており、実際にはT&Dフィ ナンシャル生命所定の率を適用して経過年月数により計算されるため例示の数値とは異なります。

累積追加額の払出のお手続きについて 積立コース

■累積追加額はその全部の金額をいつでも払い出すことができます(払出ごとに所定のお手続きが必要と なります)。

累積追加額の一部を払い出すことや外貨で払い出すことはできません。



ご確認ください

毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」に記載されている 累積追加額の金額をご確認ください。

※累積追加額がない場合は払い出すことができません。



(為替変動率)

追加額

累積追加額

「ご契約内容のお知らせ」に同封されている累積追加額の払出の 請求書類にご記入のうえ、必要な書類とともにご提出ください。 ※累積追加額の払出に必要な書類については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



お受取

請求書類にご記入いただきましたご指定の口座へ 送金させていただきます。

- ○「ご契約内容のお知らせ」は積立コース・定期支払コースにかかわらず毎年の契約応当日以降にお送りいたします。
- ○T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターへ書類を請求いただく方法もお取扱いいたします。

累積追加額の払出・定期支払金額の税務について

【累積追加額の払出の税務】 積立コース

- ●払い出した累積追加額は、「所得税(一時所得)+住民税」の対象となります。
- ●累積追加額を払い出した場合の一時所得は、「払い出した累積追加額の合計-払込保険料総額(一時払保険料)」を基に計算しますので、課税のお取扱はつぎのとおりとなります。

①課税されない場合 払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは 課税されません。
払い出した累積追加額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えた場合は、
払込保険料総額(一時払保険料)を超えた金額から特別控除(50万円)を差し引いた
金額の2分の1が課税の対象となります。

【イメージ】

①課税されない場合

(払い出した累積追加額の合計≤払込保険料総額)

払い出した 累積追加額の合計

払込保険料総額 (一時払保険料)

払い出した 累積追加額は、 課税されません。 ②課税の対象となる場合 (払い出した累積追加額の合計>払込保険料総額)



払込保険料総額 (一時払保険料)を 超えた金額から 特別控除(50万円)を 差し引いた金額の 2分の1が課税の 対象となります。

【定期支払金額の税務】 定期支払コース

- ●定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が、「所得税(雑所得)+住民税 | の対象となります。
- ●必要経費はつぎのとおり計算されます。

必要経費 = 定期支払金額 × 必要経費率

一時払保険料 定期支払金額受取予定総額+第1回定期支払日の死亡保険金額

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。

*所得税法施行令別表に定める余命年数

ご参考 定期支払金額の課税の計算例

= 16.000円

[前提] 男性60歳、一時払保険料: 1,000万円、第1回定期支払日の死亡保険金額: 1,010万円、 定期支払金額: 10万円の場合

雑所得金額 = 定期支払金額 一 必要経費

宇金額 = 定期支払金額 一 必要経費 = 100.000円 — 84.000円 必要経費 = 100,000円 ×

1,000万円 190万円(10万円×19年)+1,010万円

= 84,000円

※記載の内容は解約・減額があった場合を想定していません。

税制については、2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

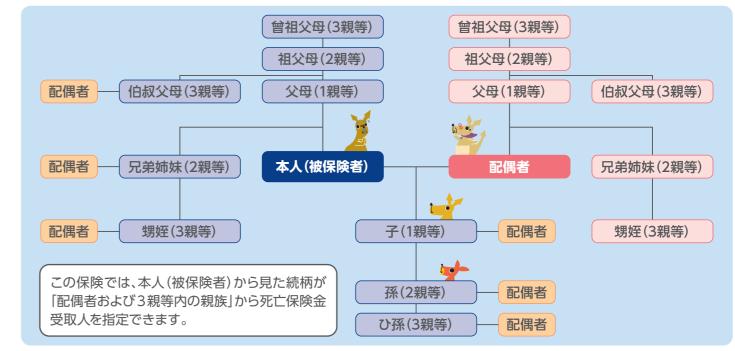
【ご参考】この保険をご理解いただくための参考データ



出所:Bloomberg、米財務省のデータよりT&Dフィナンシャル生命作成

上記の各データはこの保険の内容・特性をご理解いただくための参考データであり、この保険の対象となる指標金利や為替レートとは異なります。 また、上記の各データは過去のものであり、<mark>将来の動向を示唆、保証するものではありません。</mark>

【ご参考】家系図(配偶者および3親等内の親族)





T&Dフィナンシャル生命の充実したアフターフォロー

お電話ャインターネットでできるご請求・お手続きについて

お電話やインターネットにより、つぎのサービスを提供しています。

電話サービス	インター ネット サービス



4h …24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを 停止する場合があります。

国内外のリゾートホテルやレジャー施設等が

お得な優待料金でご利用いただけます。

		サービス	ネットサービス	※システムメンテナンスのためサービスを 停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容 (定期的に郵送でもお知らせします。)
電話・	住所変更			保険契約者の届出住所の変更 (書類の郵送でもお取扱いしております。)
インターネットで 完結する お手続き	生命保険料控除証明書の 再発行			生命保険料控除証明書の再発行 (10月~3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更/ E メールアドレス変更		24h	「インターネットサービス」の ログインパスワードと E メールアドレスの変更
	解約			ご契約の解約
	死亡保険金(各種給付金) 請求			被保険者死亡時の保険金 (給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓			保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
書類が必要な お手続き	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			基本保険金額の減額、 年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID 番号、 ログインパスワードの照会		24h	ID 番号、ログインパスワードを お忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更/ 適用契約の変更		24h	「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約の ID番号を 1つの ID番号にまとめる手続き
		ご照会	ご利用 申込 *	*T&Dクラブオフについては、T&Dクラブオフアライアンス 事務局で承ります。
健康相談・ 健康サポート	M3 Patient Support Program™			スマートフォンやパソコンから 24 時間 365 日、 医師に相談できるサービス等を提供します。
権利や財産を守る ためのご相談先 紹介サービス	成年後見センター・ リーガルサポート			成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方 の権利や財産を守るためのご相談先を紹介する サービスをご用意しております。
当社からのご案内を 確実にお受取り いただくために	第二連絡先登録制度			当社からのご案内を確実にお受取りいただくために 「第二連絡先」を登録いただける制度です。

T&D クラブオフ



健康相談・健康サポート

- M3 Patient Support Program™
- ●当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- ●皆様の健康相談・健康サポートにお役立ていただけるサービスをご用意しております。
- ※「M3 Patient Support Program™」は、国内 27 万人以上の医師が登録する Web サイトを運営するエムスリー株式会社が提供する サービスです。



判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス

成年後見センター・リーガルサポート

- ●当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- ●成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスをご用意しております。



当社からのご案内を確実にお受取りいただくために

第二連絡先登録制度

●「第二連絡先登録制度」とは、当社からお送りする各種お手続きのご案内が届かなかった場合や災害時などでご契約者さまとの連絡が困難になった場合、当社より第二連絡先にご登録いただいたご家族あてに連絡させていただくことで、ご契約者さまにすみやかなご連絡ができるようにするための制度です。



健康増進・オフタイム充実コンテンツ

T&D クラブオフ

- ●当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- ●皆様の健康増進・オフタイムの充実にお役立ていただける下記サービスをご用意しております。





育児相談ダイヤル (無料) など

介護

介護相談ダイヤル (無料) など

健康 暮らし全般 法律・税務の相談

法律・税務の相談 ダイヤル(無料) など レジャー 国内外宿泊施設の 割引提供 など

T&D クラブオフについて、(ちしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

オフタイム充実

[※]サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。 くわしくは当社ホームページ (https://www.tdf-life.co.jp)をご覧ください。

契約締結前交付書面 (契約概要)

契約締結前交付書面(契約概要)

- □ この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払 事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については 「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

■商号 ······ T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

■住所 ・・・・・・・ 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

■お問合せ先・・・・ T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

0120-302-572

ホームページ https://www.tdf-life.co.jp

2 この商品の仕組みについて

- ■「生涯プレミアムワールド5」は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- ■この保険は積立利率更改日を基準として、積立利率等が変更されます。積立利率更改日について、くわしくは P.20 「契約概要 5 ご契約の引受条件について」をご覧ください。
- ■ご契約時に豪ドル、米ドルのいずれかの連動通貨を選択いただきます。

連動通貨	対象となる指標金利				
建 到	契約日~最終の積立利率更改日の前日	最終の積立利率更改日以後			
豪ドル	オーストラリア国債10年利回り	オーストラリア国債5年利回り			
米ドル	アメリカ合衆国国債10年利回り	アメリカ合衆国国債5年利回り			

■被保険者がお亡くなりになられた場合、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金のお支払金額について、**くわしくは P.18 「契約概要 3 保障内容について」をご覧ください**。



- ●死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、

 一時払保険料を下回る可能性があります。
- ●解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、 一時払保険料を下回る可能性があります。
- ●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。



基本保険金額、基本払戻金額について

- ■ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
- ■基本払戻金額は、基本保険金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整と解約控除率を反映させた金額となります。

積立利率について

- ■積立利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。
- ■積立利率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。

確定保険金額、追加額について

- ■確定保険金額は、毎年の契約応当日ごとに加算される追加額および、契約日または直前の 積立利率更改日におけるT&Dフィナンシャル生命の所定の率を適用して、経過年月数により 計算された金額となります。
- ■追加額は、毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に積立利率と為替変動率を乗じた 金額となります。

また、適用される積立利率は、つぎのとおりとなります。

契約日から最初の積立利率更改日の前日まで	最初の積立利率更改日以後						
契約日の積立利率	直前の積立利率更改日の積立利率						
^							



●更改後の積立利率は更改前の積立利率を下回る可能性があります。

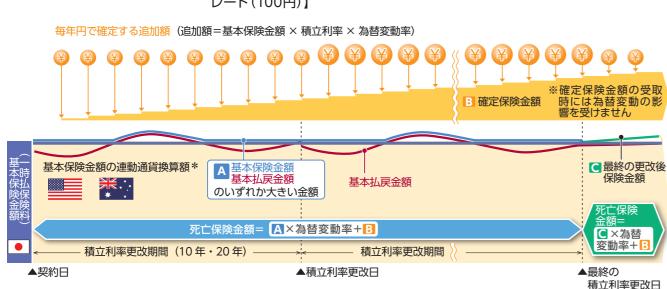
最終の更改後保険金額について

■最終の更改後保険金額は、基本保険金額に年率0.1%の利率を適用して、経過年月日数により 計算された金額になります。

仕組図 (イメージ) 仕組図 (イメージ) は ~積立コース~ 仮定して記載していま 死亡保険金額等を係 【例: 為替変動率 (100円)】 中ト (100円)】

仕組図 (イメージ) は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

【例: 為替変動率 (100%) = 連動日の為替レート (100円) / 契約日の為替レート (100円) 】



*基本保険金額を契約日の為替レートで連動通貨に換算した金額となります。契約後の連動通貨の変更はできません。

為替変動率について

■為替変動率はつぎのように計算されます。

為替変動率(%)

連動日*の対象となる為替レート 契約日の対象となる為替レート

- *連動日は、死亡保険金額の計算では被保険者の 死亡日、解約払戻金額の計算では解約日(減額 日)、追加額の計算では毎年の契約応当日の前日 となります。
- ■対象となる為替レートはT&Dフィナンシャル生命所定の金融機関が公示する各通貨の 対顧客電信仲値(TTM)となります。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額			
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	契約日から 最終の積立利率更改日の 前日まで	被保険者が死亡された日の基本保険金額、 基本払戻金額のいずれか大きい金額に 為替変動率を乗じた金額と確定保険金額* の合計額		
	%LC10.CC	最終の積立利率更改日 以後	被保険者が死亡された日の最終の更改後 保険金額に為替変動率を乗じた金額と 確定保険金額*の合計額		

*定期支払コース(定期支払特約付加)の場合、確定保険金額は常に0となります。



●死亡保険金額は為替変動率を用いて計算されるため、契約日と被保険者死亡日の為替レートを比較して、契約日より被保険者死亡日の為替レートが円高の場合、減少する可能性があります。 対象となる為替レートの水準によっては、死亡保険金額は一時払保険料を下回る可能性があります。



- ●死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ●契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、 告知義務違反の場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。<a href="mailto:<a href="mailto:color:blue:colo

4 付加できる主な特約について

名 称		概要			
定期支払特約(ご契約時に付加可能)	●定期支払コースを選択される場合、この特約を付加することにより、追加額と同額の定期 支払金額を毎年、契約者の指定される□座にお支払いします。そのため、確定保険金額は 常に0となります。				
目標値到達時 終身保険移行特約 (ご契約時に付加可能)	 この特約を付加することにより、解約払戻金額から確定保険金額を差し引いた金額が目標値に到達した場合、自動的に海外金利から国内金利を活用した終身保険に移行することができます。 ●目標値は基本保険金額の100%、105%、110%よりお選びいただけます。 ●目標値の到達は契約日より1年経過以後、毎営業日判定します。 ●目標値に到達後、追加額(定期支払金額)は発生しません。 				
	●目標値到達後、為替レートの変動および市場なお、目標値の到達は、解約払戻金額からる 為替レートの変動、市場価格調整、解約控除●契約者は終身保険への移行日前に限り、この	確定保険金額を差し引 率が適用されます。	いた金額で判定され、		
保険金最低保証特約 (ご契約時に付加可能)	○この特約を付加することにより、最低保証 保険金額の合計額を下回る場合、基本保険 として最低保証することができます。○最低保証期間はご契約時の被保険者の年齢 ご契約時の被保険者の年齢 最低保証期間	金額と確定保険金額の			
介護年金 支払移行特約* (ご契約時もしくは) 中途付加可能	 この特約を付加することにより、特約を付加した日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定され、介護年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。 年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 				
外貨支払特約 (ご契約時もしくは) 中途付加可能	●この特約を付加することにより、死亡保険金や解約払戻金をT&Dフィナンシャル生命 所定の通貨で受け取ることができます。●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。				
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を経過 している場合に付加可能)	 ● この特約を付加することにより、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます(この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません)。 ● 年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 ● 被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ● この特約のみの解約をすることができません。 				
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	 この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。 				
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは) 中途付加可能	●この特約を付加することにより、年金等の受特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生を得てあらかじめ指定した指定代理請求。を請求することができます。	E命が認めた場合に、契	約者が被保険者の同意		

名 称

概

保険料外貨入金特約(ご契約時に付加可能)

- ●この特約を付加することにより、保険料を外貨(豪ドルまたは米ドル)でお払込みいただくことができます。
- ●一時払保険料は外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- ※外貨支払特約と年金支払移行特約(I型)または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。
- ※外貨支払特約は契約日から1年経過以後、目標値に到達した場合または介護年金の請求をされた場合に消滅します。



- ●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります**。
- ●外貨支払特約を付加した場合、死亡保険金額や解約払戻金額を支払通貨に換算した金額は、 ご契約時の為替レートにより支払通貨に換算した一時払保険料、死亡保険金額、解約払戻金額 を下回る可能性があります。

5 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)		40~90歳		
連動通貨		豪ドル	米ドル	
積立利率更改期間		20年間	10年間	
積立利率更改日*1		契約日から20年間ごとの 契約日から10年間ごと 年単位の契約応当日 年単位の契約応当日		
基本保険金額(一時払保険料)		100万円以上、5億円以下(1,000円単位)*2		
外貨払込金額	最低	1万豪ドル (1豪ドル単位)		
/ 保険料外貨入金特約を \	取化	1万米ドル (1	米ドル単位)	
│ │ 付加した場合 /	最高	5億円*2*3		
保険料払込方法		一時払		
保険期間		終身		

- *1 積立利率更改日の被保険者の満年齢がつぎの年齢となる場合、その日を最終の積立利率更改日とし、以後の積立利率更改期間は終身となります。
 - 連動通貨に豪ドルをご選択の場合:91歳以上 連動通貨に米ドルをご選択の場合:101歳以上
- *2 同一の被保険者について、基本保険金額はこの「生涯プレミアムワールド5」(既に加入されているこの保険を含みます)、T&Dフィナンシャル生命所定の他の保険を通算して5億円を超えることはできません。
- *3 外貨払込金額(1豪ドル・1米ドル単位)を受領日における保険会社所定の為替レートで円貨に換算した金額となります。
- ※この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。



- ●一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入*していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
- ●積立利率は契約日、被保険者の年齢・性別によって異なりますので、「設計書」にて必ずご確認ください。
- *電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。



7 解約払戻金について

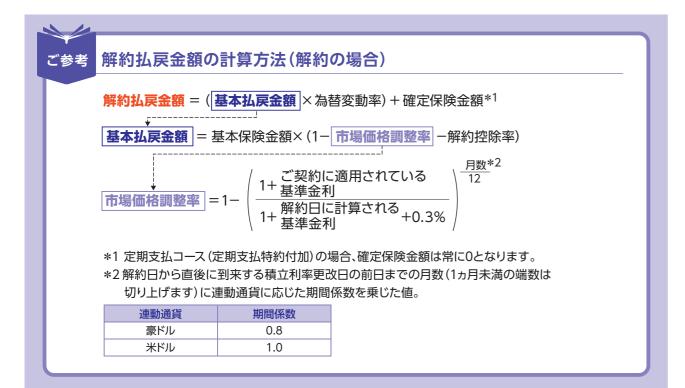
- ■この保険は解約・減額をすることができます。
- ■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における基本払戻金額に為替変動率を乗じた金額と確定保険金額*1の合計となります。
- ■一部解約(基本保険金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する基本払戻金額に為替変動率を乗じた金額となります。
- ■基本払戻金額は基本保険金額に対象となる指標金利に応じた市場価格調整と解約控除率 を反映させた金額となります。

契約日から最終の積立利率更改日の
前日までの基本払戻金額最終の積立利率更改日以後の
基本払戻金額基本保険金額に「1-市場価格調整率*2-解約控
除率*3」を乗じた金額基本保険金額と同額*4

- *1 定期支払コース(定期支払特約付加)の場合、確定保険金額は常に0となります。
- *2 解約日が積立利率更改日と同日の場合、市場価格調整率は0となります。
- *3 解約控除率についてくわしくは P.23 「注意喚起情報」をご覧ください。
- *4 最終の積立利率更改日以後は、市場価格調整率は0となるため、基本払戻金額は基本保険金額と同額となります。



●市場価格調整率、為替変動率および解約控除率の適用により、解約払戻金額は<u>一時払保険料を</u> 下回る可能性があります。



8 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。 ご負担いただく諸費用について**くわしくは P.23 「注意喚起情報」をご覧ください**。

契約締結前交付書面 (注意喚起情報)

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を 記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、 お申込みいただきますようお願いします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に 関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用				
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した場合の費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。				
		契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。				
解約または	解約または 減額をした場合に	経過年数 1年未満 1年以上 2年以上 3年以上 4年以上 2年未満 3年未満 5年未満				
減額をした場合	必要な費用	解約控除率 6.0% 5.4% 4.8% 4.2% 3.6%				
		経過年数 5年以上6年以上7年以上8年以上9年以上10年以上6年未満7年未満8年未満9年未満10年未満				
		解約控除率 3.0% 2.4% 1.8% 1.2% 0.6% 0.0%				
保険料のお払込や 保険金等のお受取を 外貨で行なう場合	外貨の取扱に 必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金 手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合が あります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。				
年金支払移行特約 (I型)、新遺族年金 支払特約、介護年金 支払移行特約により 年金をお受取に なる場合	年金の支払管理 等に必要な費用	年金額に対して <u>1.0%</u> の範囲内で定める率*				

* 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

死亡保険金額・解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります

- ●この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- ●死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ●解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、<u>一時払</u>保険料を下回る可能性があります。
- ●外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

1 死亡保険金額の最低保証はありません

■死亡保険金額の最低保証はありません。

2 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

- ■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書*1)での郵送によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お払込みいただいた金額をお払込時の通貨で全額お返しします。
- 1 お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- 4返金先□座(金融機関名、支店名、預金種類、□座番号、□座名義人)*2
- 5お申込の撤回等の申出日
- *1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
- *2 ご入金をされている場合のみご記入ください。 なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限ります。 外貨でご入金いただいた場合、外貨預金口座をご記入ください。

〈書面(封書)の送付先〉

T105-0023

東京都港区芝浦1-1-1

T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

<お申出のご記入例>

- ■お申込の撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ) の書面の発信時に死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ) の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除 (クーリング・オフ) の書面の発信時に、申込者・契約者が死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ■法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。

	クーリング・オフ可能							クーリング・オフできません
1日目	188 288 388 488 588 688 788 888							
申込日								

3 告知欄にはありのままを告知してください

- ■ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について契約申込書の『被保険者告知欄』でT&Dフィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ■契約申込書の『被保険者告知欄』には、被保険者ご自身でご記入*ください。T&Dフィナンシャル生命は、ご記入いただいた内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。
- *電磁的方法によるときは、告知画面または申込画面に被保険者ご自身でご入力ください。
- ■告知受領権は生命保険会社が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は 告知受領権がなく、三菱UFJ銀行の担当者に□頭でお話されても告知していただいたことにはなりません のでご注意ください。
- ■T&Dフィナンシャル生命の確認担当職員またはT&Dフィナンシャル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。
- ■告知いただくことがらは、契約申込書の『被保険者告知欄』に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日から2年以内であれば、T&Dフィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、契約日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

4 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と 告知が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- ■T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- ■三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。



5 つぎのような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

- ■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ■死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき (未遂を含む) や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ■ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- ■死亡保険金の免責事由に該当した場合(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- ■その他死亡保険金をお支払いできない場合について、</br>
 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

6 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

■この保険の解約払戻金額には市場価格調整率、為替変動率および解約控除率が適用されるため、対象となる指標金利の変動、為替レートの変動および解約控除率の適用により、お払込みいただいた保険料を下回る可能性があります。解約払戻金額の計算についてくわしくは P.21 「契約概要 7 解約払戻金について」をご覧ください。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、 保険金額等が削減されることがあります

- ■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- ■T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の 措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。
- ■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

8 この保険は生命保険であり、預金ではありません

■この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

- ■現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、 一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。
- ●解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- ●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- ●新たにお申込のご契約について、被保険者の職業等によりお断りする場合があります。
- ●現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。 また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受ける ことがあります。
- ●保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、 新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高く なります。
- ※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- ■この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額 や解約払戻金額に反映させる什組みの終身保険(生命保険)です。
- ■死亡保険金額は、対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ■解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、<u>一時払保険料を下回る可能性があります。</u>
- ■外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、 為替レートの変動により、<u>一時払保険料を下回る可能性があります。</u>

11 借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません

■保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、 借入金等の返済が困難になることがあります。したがいまして、お払込保険料に充当するための借入 を前提としたお申込はお取扱いしておりません。

12 税金のお取扱について

■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■解約をした場合

解約払戻金と払込保険料残額との差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

- ■確定保険金額の払出(積立コース)
- ●払い出した確定保険金額は所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
- ●確定保険金額の払出にかかわる所得税(一時所得)は、「確定保険金額 必要経費 特別控除(50万円)」 を基に計算します。
- ●必要経費は払い出した確定保険金額に相当する保険料となり、払込保険料残額が限度となります。
- ●よって、払込保険料残額の限度内で確定保険金額の払出を行なう場合は課税されません。
- ●払込保険料残額を超える確定保険金額の払出を行なう場合は、払い出した確定保険金額から払込 保険料残額と特別控除(50万円)を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。
- ■定期支払金額(定期支払コース)
- ●定期支払金額は所得税(雑所得)+住民税の対象となります。
- ●定期支払金額にかかわる所得税(雑所得)は、「定期支払金額-必要経費」を基に計算します。
- ●必要経費はつぎのとおり計算された金額となります。

必要経費 = 定期支払金額 × 必要経費率 = 一時払保険料 定期支払金額受取予定総額 +第1回定期支払日の死亡保険金額

なお、定期支払金額受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命*を用いて算出します。必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。

- *所得税法施行令別表に定める余命年数
- ※払込保険料残額とは基本保険金額(一時払保険料)から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。
- ※記載の内容は基本保険金額の減額があった場合を想定していません。

死亡保険金

	契約例	調料のお取扱		
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税のお取扱	
本人	本人	配偶者	相続税	
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税	
本人	配偶者	子	贈与税	

- ※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。
- ■年金(介護年金支払移行特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約を付加した場合) 年金は所得税(雑所得)+住民税の対象となります。
- ※介護年金支払移行特約を付加した場合、死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。



くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

13 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

(受付時間) 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

100 0120-302-572

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

https://www.seiho.or.jp/

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決 機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、(一社)生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンターまでご照会ください。

14 保険金等のお支払について

- ■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター(TEL:0120-302-572)にご連絡ください。
- ■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に 該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

15 積立利率について

- ■積立利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されます。
- ■積立利率は対象となる指標金利を用いて、T&Dフィナンシャル生命の定める方法で計算した平均値に最大1.5%を増減させた範囲内でT&Dフィナンシャル生命の定めた率から、被保険者の契約年齢・性別によって定められるご契約の維持等に必要な費用を差し引いて設定されます。
- ※契約日の積立利率の具体的な数値は「設計書」にてご確認ください。また、積立利率更改日以後の積立利率の設定方法 について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください**。



「積立利率」は契約日、被保険者の契約年齢・性別によって異なりますので、「設計書」にて必ず ご確認ください。